別紙1

仕様書

１　件名

港区防災情報メール配信システム構築業務委託

２　目的

災害に対して事前に情報を収集して備えること、災害発生時には信頼できる情報源から正しい情報を収集することが重要であり、港区防災情報メール配信システムによって、災害に関する情報を区民の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末やパソコンに送信している。港区防災情報メール配信システム（以下「本システム」という。）を更新し、今後も引き続き区民に的確に情報発信することを目的とする。

３　契約期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

４　履行場所

港区役所

６　業務内容

本業務は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等と連携し、幅広い情報を区民に配信する本システムのサービス提供及びそれに伴うシステムの環境更新及び設定業務である。本業務は、港区役所及びみなとパーク芝浦内の代替拠点に実施するものとする。なお、本業務の範囲は以下に示すとおりとする。

７　システム機能

提供するシステムにおいては、以下の機能を実現すること。なお、システムの詳細については仕様書別紙「システム要件」に該当すること。

参考：港区防災情報メール登録者数　19,530 人（令和４年９月末時点）

（１）職員が手動で防災情報メールを発信する機能

（２）区内の水位、雨量情報と連携して自動で防災情報メールを発信する機能

（３）区内の震度情報と連携して自動で防災情報メールを発信する機能

（４）Ｊアラートと連携して自動で防災情報メールを発信する機能

（５）地域災害情報システムと連携して防災情報メールを発信する機能

（６）区ＨＰ、Twitter、LINE 等を発信するための緊急情報配信システムへ連携する機能

（７）ユーザ管理機能

８　各種マスタ設定

本システム稼働に必要な各種マスタデータの登録を行うこと。現行の防災情報メールの利用者については引き続き本システムのメールを受信できるよう、登録情報を引き継ぐこと。

９　動作・稼働検証

サービス提供にあたり、システム開発またはカスタマイズを伴う場合は、本番稼働に備え、十分な稼働テストを実施し、発見された不具合等は、本番稼働時までに改修を完了していること。

１０　マニュアルの作成

運用管理者用のマニュアル及び利用者用の操作マニュアルを発注者の指示に従い、作成・納品すること。

１１　操作研修の実施

運用開始に際して、運用管理者へシステムの説明及び操作研修を行うこと。

１２　スケジュール

設計：令和５年３月迄
開発：令和５年６月迄
テスト：令和５年７月迄
試験運用：令和５年８月開始
評価：令和５年１０月迄
修正：令和６年１月迄
納入：令和６年３月迄

１３　成果品

（１）運用管理者用マニュアル
紙ベース：正本１部、副本２部
電子媒体（CD-R または DVD-R）：１部

（２）その他発注者が指示する書類

１４　支払方法

（１）ライセンス費用及びシステムの構築に関する費用については、契約締結後、受注者の請求に基づき、支払う。

（２）（１）を除くシステムの ASP 費用は、全ての履行確認後、受注者の請求に基づき、支払う。

１５　受注者の責務等

（１） 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

（２） 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

（３） 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

（４） 受注者は、この契約の履行に際し知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

（５） 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

（６） 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

（７） 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。

（８） 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。

（９）受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成９年港区条例第４２号）第９条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

(10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

１６　環境により良い自動車利用について

（１）受注者は、本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

（２）受注者は、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

（３）受注者は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（４）受注者は、本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日改正 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準Ａランク以上の車両を供給すること。

１７　その他

（１）業務履行中に損害、事故等が生じた場合は発注者の責に帰する場合を除きその全ての責任を受注者が負うものとし、これに関わる費用は全て受注者の負担とする。

（２）本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、発注者と受注者の協議により決定すること。

（３）本仕様書に定める成果物の性能、機能等に欠陥が判明した場合は、発注者と協議の上、無償で修正を行うこと。

１８　担当

港区防災危機管理室防災課防災係　川口・髙橋

電話：03-3578-2545、FAX：03-3578-2539